

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 の一部を改正する省令 (捕獲等の禁止の適用除外の追加関係)

令和 7 年 1 月
環境省自然環境局

1 趣旨

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものを国内希少野生動植物種として定め（法第 4 条第 3 項）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全することを目的として、国内希少野生動植物種の個体等について捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）の禁止（法第 9 条第 1 項）等の規定を定めている。
- (2) 一方、人の生命又は身体の保護やその他のやむを得ない事由がある場合については、捕獲等の禁止の適用除外（法第 9 条ただし書）を定めた上で、それぞれの具体的な行為を、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号。以下「規則」という。）の規定において定めている。
- (3) 国内希少野生動植物種の個体等については、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）も禁止（法第 12 条第 1 項）されているが、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができるものであり、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないものであって、政令で定めるものについては、「特定第一種国内希少野生動植物種」として譲渡し等の禁止の対象外としている。これは、繁殖された個体が流通することにより、個体の市場価値が下がり、野外の個体の捕獲圧力を弱める効果を期待できることから流通を容認しているためである。
- (4) 今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「施行令」という。）が改正され、*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）等の 10 種が国内希少野生動植物種に追加される見込みであり、そのうち *Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）は、観賞用として飼育下で繁殖させた個体が流通している実態に鑑み、特定第一種国内希少野生動植物種として追加される見込みである。他方、*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）については、従前から生息地内で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の規定に基づく漁業が行われており、本種も漁業に伴い捕獲される可能性がある。漁業を行うに当たっては水揚げした時点ですでに死亡しているケースもあることから、本種の個体すべてを選択的に逃がすことは困難である。そのため、やむを得ない事由がある場合として、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の捕獲等の禁止の適用除外に漁業による捕獲等を追加するものである。なお、生息地における漁業について

は、ゼニタナゴの捕獲を目的とした漁業や資源管理が行われているものではなく、他種の捕獲を目的とした漁業の実施に当たってやむを得ずゼニタナゴが混獲されるものであることから、法第9条第3号ではなく、第4号に該当する場合として規定する。

2 改正の概要

(1) 規則第1条の5第5号について（新設）

捕獲等の禁止の適用除外について、*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）の国内希少野生動植物種指定に伴い、以下の①及び②を満たす行為を追加する。

- ① 漁業法第69条第1項の免許を受けた者が、漁業を営むために必要やむを得ない範囲内で *Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）の個体の捕獲等を行うこと。
- ② 捕獲等をした個体が活着している場合にあっては、漁業を営む上で支障のない範囲内で、その後直ちに当該個体を当該個体の捕獲等をした場所に放つものであること。

①の規定について、法第3条において、「所有権その他財産権を尊重すること」とされており、その他財産権には「漁業権」も含まれると解される。そのため、漁業法第69条第1項の規定により定められた省令に基づく免許に基づき、ゼニタナゴを捕獲等する行為は適用除外とする。

②の規定について、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等については譲渡し等の規制対象外であるが、仮に漁業法に基づき捕獲した活着している個体を観賞魚として流通させることを許容した場合は、従来行われていた漁業における捕獲に加え、観賞魚として流通させるための捕獲が行われることにより種の存続に影響を及ぼすとともに、特定第一種国内希少野生動植物種の実効性を損ねる可能性があることから、適用除外とする行為としては活着している場合にあっては、漁業を営む上で支障のない範囲内で、捕獲後直ちに当該個体を捕獲した場所に放つものであることに限定する。

(2) 規則第5条第2項第8号について

これまで規則第5条第2項第8号で初出であった「漁業法」が（1）の改正に伴い、規則第1条の5第1項第5号で初出となることから、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年2月12日（改正施行令の施行の日）